

中野四季の森公園におけるイベントの利用条件について

中野四季の森公園芝生エリア及びイベントエリアは、全面開園までの間を運営試行期間とし、それぞれ利用条件を定めて運用してきた。

「中野四季の森公園地下自転車駐車場」の完成に伴い、イベントエリアが全面開園となったため、両エリアの利用条件を整理し、別紙1のとおり「中野四季の森公園利用条件」を定めたので報告する。

なお、今後の利用状況等を踏まえ、必要な見直しを適宜行っていく。

1 イベントエリアの全面開園後の平面図

別紙2のとおり

2 中野四季の森公園利用条件について

イベント活用の考え方と各項目の主な追記及び変更を行った箇所については、下記のとおり。

(1) イベント活用の考え方

①～⑤のいずれかにあてはまるものを許可し、禁止事項のいずれかにあてはまるものは、許可しない。ただし、行政運営上の必要により、区長が認めるものは、この限りでない。

- ①中野四季の森公園の魅力と公園利用者の利便性を高め、公園満足度の向上に資するもの
- ②中野駅周辺のまちの賑わいに寄与するもの
- ③「中野区ブランドの発信」、「区内産業・観光振興に資する連携」、「民間メディアの情報発信力による中野区の知名度向上とイメージアップ」など、主に中野区民を対象とし、中野区にとって付帯効果が期待できるもの
- ④啓発活動等の公的イベントであるもの
- ⑤教育、福祉、文化、芸術、芸能又はスポーツに関するもの

<禁止事項>

- 主催者及びその代表者の存在が明確かつ規約、会則等の定めがある団体以外が行う事業
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する団体及びその関係者が行う事業
- 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われる事業
- 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当する事業
- 政治資金規正法に定める政治団体又は宗教法人法に定める宗教団体が行う事業

(2) 各項目の主な追記及び変更

これまでの利用状況を踏まえ、芝生エリア及びイベントエリアに共通する利用条件に加え、各エリアにおいて特記すべき事項を以下のとおり定める。

項目		新	旧
設営・撤去	共通	○自転車による来場者に対応するため、増幅可能な仮設駐輪場を会場内に設けること。また、仮設駐輪場専用の誘導員を常駐させること。ただし、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。	○駐輪スペースを会場内に設けること。
		○搬入、荷卸し等を行う場合は、必ず利用時間内に公園敷地内へ車両等を入れてから行うこと。	○イベントに伴う車両の往来が見込まれる場合は、安全な誘導や路上駐車防止について、対策を講じること。
		○イベント開始時刻前の来場者は、公園敷地内において対応すること。	
	芝生エリア	○ステージ、テント、モニュメント等は、園路上のみ設営可能とし、公園利用者の通行路を1.5m以上確保すること。	
		○ステージ観覧等で芝生上に来場者が多く滞在する箇所については、芝生の保護方法について区と協議を行うこと。	
	イベントエリア	○ユニットハウス等を設営する場合は、来場者が中学校を直視できないよう配置・配慮すること。また、排気口が中学校側に向かない仕様とすること。	
音響	○音響の大きさは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくものとする。ただし、周辺環境に影響があると認められる場合は、この限りでない。	○周辺住民の生活環境に著しい支障を及ぼすと危惧される場合は、事前に保健所（生活環境分野）に相談し、指導を受けること。	
安全対策	○ビン等の割れ物を販売する場合は、区と協議を行うこと。		
	○両エリアを占有する場合は、来場者等が道路を横断しないよう両側に誘導員を配置し横断歩道へ誘導すること。		
清掃・原状回復	共通	○利用者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、排出した廃棄物等を利用者の責任において適正に処理すること。	
		○占有箇所以外であっても、イベントに伴う汚損と認められるものは、占有部分と同等の清掃を行うこと。	
	芝生エリア	○イベント開催中及び終了後に、芝生や水景施設内へゴミ等が落ちていないか、毎日確認及び清掃を行うこと。	

中野四季の森公園 利用条件

1 目的

この利用条件は、「中野区立公園条例」、「中野区立公園条例施行規則」及び「中野区立中野四季の森公園管理運営要綱」に定めるもののほか、中野四季の森公園芝生エリア及びイベントエリアでのイベント活用にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

基本的に利用条件は共通であるが、共通利用条件に加えて特記すべき利用条件がある場合は、項目ごとに追記して定めることとする。

2 イベント活用の考え方

(1)～(5)のいずれかにあてはまるものを許可し、禁止事項のいずれかにあてはまるものは、許可しない。ただし、行政運営上の必要により、区長が認めるものは、この限りでない。

- (1) 中野四季の森公園の魅力と公園利用者の利便性を高め、公園満足度の向上に資するもの
- (2) 中野駅周辺のまちの賑わいに寄与するもの
- (3) 「中野区ブランドの発信」、「区内産業・観光振興に資する連携」、「民間メディアの情報発信力による中野区の知名度向上とイメージアップ」など、主に中野区民を対象とし、中野区にとって付帯効果が期待できるもの
- (4) 啓発活動等の公的イベントであるもの
- (5) 教育、福祉、文化、芸術、芸能又はスポーツに関するもの

<禁止事項>

- 主催者及びその代表者の存在が明確かつ規約、会則等の定めがある団体以外が行う事業
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する団体及びその関係者が行う事業
- 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われる事業
- 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当する事業
- 政治資金規正法に定める政治団体又は宗教法人法に定める宗教団体が行う事業

3 利用の期間・方法・申請

- (1) 利用可能期間は設営及び撤去期間を含めて、1イベントあたり最大31日間とする。
- (2) 占用は1日単位とし、イベントに伴う作業（設営、撤去、イベント当日の準備及び片づけ等）及び開催時間は、原則として午前8時30分から午後9時までとする。ただし、複数日に渡り占用が連続する場合は、設置した資機材等のみこの限りでない。
- (3) 多目的スペースのみの占用又は多目的スペースを主としたイベントは認められない。ただし、国又は地方公共団体が主催するイベントについては、この限りでない。
- (4) 利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ区と企画内容等について協議し、占用許可申請書とともに、協議済み資料を提出すること。

4 公園占用料及び管理協力金

- (1) 占用する面積に対し、占用料を徴収する。
- (2) 占用料は前払いであり、支払いが確認できた後、利用者へ占用許可書を渡すものとし、その受領をもって占用許可が成されたものとする。
- (3) 物販を伴うイベント実施期間（設営・撤去期間を除く。）については、公園設備の修繕等にかかる維持管理費低減のため、占用料のほかに管理協力金の受付を行う。管理協力金は、物販及びその利用のために人が滞留する一定の空間を対象とする。

5 電源使用

- (1) 発電機を使用する場合は、低騒音型とし、設置場所、周辺環境への防音対策等について区と協議を行うこと。また、発電機の使用は午前8時30分から午後9時までとすること。

[芝生エリア特記事項]

- (2) 附帯設備を使用する場合は、利用者が東京電力へ使用申請を行うこと。使用料金は利用者の負担とし、東京電力からの請求に基づき、滞りなく支払うこと。

[イベントエリア特記事項]

- (3) 電源を利用する場合は、原則として附帯設備を使用することとし、区へ使用申請を行うこと。また、使用料金は利用者の負担とし、占用料とは別に徴収する。使用料金は区からの請求に基づき、滞りなく支払うこと。また、使用量の計測方法については区と協議を行うこと。
- (4) 附帯設備では電気量が不足する場合は、区と協議を行い、利用者において確保すること。
- (5) 複数イベントを連続で実施し、電源設備を利用者間において共用する場合は、料金の分割方法等を利用者間において調整を行った上で、区と協議を行うこと。
- (6) 発電機を利用する場合は、中学校及び近隣住宅側に設置しないこと。また、安全及び騒音に配慮し、柵や防音シートで囲うこと。

6 水道使用

[芝生エリア特記事項]

- (1) 利用者において確保すること。

[イベントエリア特記事項]

- (2) 附帯設備を使用する場合は、区へ使用申請を行うこと。
- (3) 附帯設備の使用料金は利用者の負担とし、占用料とは別に徴収する。使用料金は区からの請求に基づき、滞りなく支払うこと。また、使用量の計測方法については区と協議を行うこと。
- (4) 複数イベントを連続で実施し、水道設備を利用者間において共用する場合は、料金の分割方法等を利用者間において調整を行った上で、区と協議を行うこと。

7 設営・撤去

- (1) 公園利用者が水飲み場、ベンチ、便所等の公園施設を利用することを妨げないこと。
- (2) 附帯設備以外でイベントに必要な資機材、業者、警備員等は、利用者の責任において確保するものとし、それに伴い発生する料金についても利用者が負担すること。
- (3) 事業経費の軽減に資するイベント設備等の利用者間の共用については、設備設置に伴う撤去・復旧に関する対応が整っている場合に限り許可する。
- (4) 受動喫煙防止対策として、仮設喫煙所（内部に空気清浄器を設置した完全閉鎖型）を道路側へ設置すること。なお、設置しない場合は、喫煙に対する指導体制の徹底について区と協議を行うこと。
- (5) 資機材等の設置及び重機等の車両進入時は、芝生や附帯設備の汚損、破損等を防ぐための十分な保護や養生等を行うとともに、警備員等を配置し、周辺交通や歩行者に対する安全対策を行うこと。
- (6) 附帯設備等への糊付けや貼り紙、釘打ち、粘着性の強いテープ類の使用など原状回復を困難にする行為を行わないこと。
- (7) イベントに伴い発生する汚水を処理する場合は、グリストラップ等を使用し、汚水枡やそれら経由する管を汚損しないよう措置すること。また、飲食物等を雨水枡やグレーチングに廃棄されないための措置を講じること。
- (8) 全ての設置物について、グレーチング等の附帯施設上を避けて、十分な強風対策を行い設置すること。また、設営及び撤去時は、公園施設の汚損及び破損等を防ぐために、十分な保護、養生等を行うこと。
- (9) 調理や企画に伴い発生する煙について、十分に対策を行うこと。
- (10) 自転車による来場者に対応するため、増幅可能な仮設駐輪場を会場内に設けること。また、仮設駐輪場専用の誘導員を常駐させること。ただし、設置の必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) イベントに伴う公園内への乗り入れ車両について、設営及び撤去時に必要な車両（キッチンカー、保冷車、重機等）以外の車に関しては、近隣の駐車場を利用すること。
- (12) 搬入、荷卸し等を行う場合は、必ず利用時間内に公園敷地内へ車両等を入れてから行うこと。
- (13) 保冷車を設置する場合は、常時、車のエンジンを停止すること。
- (14) 多目的スペースは、飲食等による汚損が懸念される設営を行わないこと。
- (15) イベント開始時刻前の来場者は、公園敷地内において対応すること。

[芝生エリア特記事項]

- (16) ステージ、テント、モニュメント等は、園路上のみ設営可能とし、公園利用者の通行路を1.5m以上確保すること。
- (17) ステージ観覧等で芝生上に来場者が多く滞在する箇所については、芝生の保護方法について区と協議を行うこと。

[イベントエリア特記事項]

- (18) 酒類の取扱いがある場合は、平日は午後4時から、土日祝日は終日利用可とする。
(ただし、中学校の臨時授業日等がある場合は、この限りでない。)
- (19) 専ら酒類の販売を目的とするイベント、調理に伴う煙の対策が十分ではないイベントについては、利用不可とする。
- (20) 北側通路からの通行者と来場者の交錯を防ぐために、柵等を設置し独立した通路を確保すること。
- (21) ステージを設置しパフォーマンス等を行う場合は、会場の西側へ配置すること。
- (22) ユニットハウス等を設営する場合は、来場者が中学校を直視できないよう配置・配慮すること。また、排気口が中学校側に向かない仕様とすること。

8 音響

- (1) 音楽ステージ等による著しい音の発生があるイベントについては、利用不可とする。
- (2) 利用可能な時間は土日祝日とするが、イベント内容の都合上やむを得ず平日に使用する場合は、区と協議を行うこと。
- (3) 音響の大きさは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくものとする。ただし、周辺環境に影響があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) スピーカーを使用する場合は、中学校及び近隣住宅へ向けないように設置すること。また、周辺環境への影響を考慮して、適切な方向に向けて設置し、音の拡散を抑える対策を行うこと。なお、音響利用中に、周辺環境へ影響があった場合は、直ちに適切な対応をすること。
- (5) 呼び込み、場内アナウンス等に拡声器を使用しないこと。

9 安全対策

- (1) イベントに伴う車両の往来や多くの来場者が見込まれる場合は、安全な誘導、路上駐車防止、自転車対策等について、区及び警察署と事前に協議し、十分な対策を講じること。
- (2) 火気を取り扱う場合は、区及び消防署と協議を行うこと。
- (3) 来場者等への安全確保のため、会場内の資機材、配線コード等に転倒防止措置を行うこと。
- (4) ビン等の割れ物を販売する場合は、区と協議を行うこと。
- (5) 両エリアを占有する場合は、来場者等が道路を横断しないよう両側に誘導員を配置し横断歩道へ誘導すること。
- (6) その他必要な安全対策事項については、利用者側の責任において措置を講じること。

10 清掃・原状回復

- (1) 柵・管等の附帯設備を汚損又は破損させた場合は、利用者の責任において速やかに清掃又は原状回復しなければならない。それにかかる経費は利用者が負担すること。

- (2) 廃棄物等が発生する場合は、保管場所を設置するなど十分な対策を施し、廃棄物、汚れ等が蓄積されないよう毎日清掃を行うこと。
- (3) 利用者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、排出した廃棄物等を利用者の責任において適正に処理すること。
- (4) 清掃作業において薬剤を使う場合は、周辺へ飛散しないよう対処するものとし、人体、樹木、既存施設への影響がないものを使用すること。樹木の枯損、施設の変色・変形等が薬剤の影響によるものと判断した場合は、利用者の責任により復旧すること。
- (5) トイレの清掃及びトイレットペーパーの補充を適宜行うこと。
- (6) 占用箇所以外であっても、イベントに伴う汚損と認められるものは、占用部分と同等の清掃を行うこと。

[芝生エリア特記事項]

- (7) イベント開催中及び終了後に、芝生や水景施設内へゴミ等が落ちていないか、毎日確認及び清掃を行うこと。

1 1 広報・周知

- (1) イベントの内容や開催期間を問わず、広報を行うこと。
- (2) 広報については、計画承認を受けた後から行えるものとする。また、申請者が別である複数イベントを連名にて広報する場合は、全イベントが計画承認を受けた場合のみ行えるものとする。
- (3) 広報する資料等の内容は、区と協議を行うこと。なお、設営時、開催中及び撤去時の問い合わせ先の担当者名及び連絡先を記載すること。

[イベントエリア特記事項]

- (4) 多くの来場者が見込まれるイベント利用の場合は、中学校及び近隣住宅へ周知を行うこと。

1 2 撮影

- (1) 占用期間中における会場内での写真、テレビジョン、ビデオ等の撮影を行う場合は、イベントのPRを目的としたものに限り、占用許可申請及び占用料を免除する。
- (2) (1) 以外の用途による撮影を行う場合は、別途、撮影の占用許可申請の受付及び占用料の徴収を行うこととする。

1 3 イベント終了後の対応等

- (1) 利用者はイベント終了後、速やかに事後報告書を提出しなければならない。
- (2) 利用者は、区が公園の利用に関するアンケート調査等を実施する場合は、協力すること。

1 4 利用者の責任

- (1) イベント等に関する責任は利用者が負うものとし、区は責任及び負担を負わない。
- (2) 区に対して第三者からイベントに伴う損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、区は責任及び負担を負わない。
- (3) 利用者は、イベントの実施によって区又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置を講じなければならない。
- (4) 利用者は、(1) から (3) までに該当する事態、事故、怪我等が発生した場合は、直ちに区へ連絡すること。

1 5 その他

- (1) 当日は、責任者が誰であるか、はっきり分かるよう明示すること。
- (2) 周辺住民、公園利用者等より苦情があった場合は、速やかに誠意をもって対処すること。
- (3) 利用内容に応じて区より指示があった場合は、その事項について対応を行うこと。
- (4) 本条件に定めがないものについて疑義が生じた場合は、速やかに区と協議を行うこと。

中野四季の森公園（イベントエリア）平面図

